第8回 区政の透明性向上検討委員会

〔平成17年1月27日〕

(午後7時00分 開会)

委員長ただいまから8回目の透明性向上検討委員会を開催いた したいと思います。

議題の確認でございますけれども、本日は、議題は1つでございまして、中間報告がお手元にいっていると思いますが、皆様に起草をしていただきましたものをまとめたものでございます。この内容につきまして、私が頭書きの部分を書きましたが、各委員から手短に説明をしていただきまして、8時半を目途に終了したいと思います。

傍聴につきましては、今のところ1名の申請がございま した。これは、許可してよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

委 員 長 では、委員会として許可をいたします。このあといらし た方も同様に扱わせていただきます。

それでは、どうぞお入りください。

(傍聴者入場)

委 員 長 傍聴の方に配付をいたしました資料の取り扱いについて ご説明いたします。

本日は、区政の透明性向上に関する基本的方向という形で、中間まとめというのが配付をされておりますけれども、これはまだ本日の委員会の議論の過程で出てきますご意見等によって修正が考えられますので、委員会が終わりました後に回収をさせていただきますので、その旨よろしくお願いいたします。

それでは、会議の次第に従いまして議題に入りたいと思 います。

議題の(1)番「区政の透明性向上に関する基本的方向 ~中間のまとめ~(仮称)」につきまして、検討をしてい ただきたいと思っております。

これまでこのまとめに至る過程で、委員会を通じまして、 収賄事件の検証をやって、それから、契約制度のあり方を 検討し、その上で汚職防止あるいは区政透明性を高めるた めの制度仕組みづくりといったものを考えていくため、3 つの小委員会を設置するというように、調査や議論を精力 的にやってまいりました。

各委員の方に、お正月休みでございましたけれども、起

草の分担をお願いいたしまして、 精力的にやっていただき ましてありがとうございました。

この中間まとめ(案)に沿いまして、担当部分について、 それぞれの方から手短にお話を伺った上で、ご議論をして いただきたいと思っております。

まず、最初は私でございますが、私のところは頭書きでございまして、「はじめに」のところを書かせていただきました。ここは、ここに至る経緯を書いた上で、この委員会あるいはこのまとめの基本認識を書かせていただいたわけでございます。

若干大上段に振り構えたところもありますけれども、いわば地方分権の時代で、行政のあり方というのが変わってくる。今までの「由らしむべし、知らしむべから先というような行政にかわって、むしろこれから先といかればならない。そういうような情報公開の文書の開いならいるというにすぎなくて、これをもって開かれた行政というるとには言いがたい。むしろこれからの行政というのは、積極的に説明責任というものを果たしていうことが必要である。

いうことが必要だということで、この委員会では、今お話をしたような効率性を高めるための透明性向上をいかに実現していくかというような形でこの報告書を書いていくということがここに書かれております。

とりあえずここのところは、ぱっと書いたものですから、何かご意見をいただければ、さらに、この後、実はこれを若干今日の場でもってまた訂正をいたしますと、今度はパブリックコメントという形で区民の方あるいは職員の方に公表して、またご意見をいただくという形になりますが、何かご意見ございますか。

では、具体的に中身の方に入っていきたいと思っていますが、まず、目次のところを見てもおわかりいただけますように、第 1 部、第 2 部的な形で 2 つの部分から大きくは構成をされております。

1 つは、これも既に大分やってまいりましたが、区内部の調査等の検証、事件の検証でございます。この点につきまして、ご説明を手短にお願いしたいと思います。

員 それでは、私の方からご報告を申し上げたいと思います。

まず、検証の経緯及び手順については、この委員会でも 経過でも明らかだと思いますけれども、小委員会も設置し て、それで実際の原資料あるいは契約全般の資料を求めて、 関係職員のヒアリングも行って、調査検証を行いました。

それに基づく指摘事項というものを課題で整理をしてみたわけですけれども、3ページのところですが、1つは、契約事務の透明性の問題でございます。それから(2)番目が、契約の競争性の問題、それから(3)番目は、適正な履行の確保がされなければならないだろうということで、適正な履行の確保と、それから、予定価格の設定に関する問題、(4)番目に、事前あるいは事後のチェック体制の問題、(5)番目に、外部からの関与についての取り扱いの問題ということに分けて検討してみました。

それで、契約事務の透明性については、指名競争入札の参加業者の選定に当たってですけれども、そこに書いたような状況がございまして、結局のところ、 4 ページのところで、少し黒字で書いてあるところですが、 候補者リストの作成から業者の選定まで、区としての統一的な考え方が

委

必ずしも明らかではないのではないか。このために、多分にその時々の契約ラインの裁量にゆだねられているという状況がありまして、こうした裁量の中で、今回の事件が生じたという面がありますので、裁量の幅を極力少なくする方向での契約方法の改善がなくてはならないのではないか。

また、業者を選定する場合の条件、理由、あるいは契約の経過についても公表をするということで、透明性の確保が求められる。

それから、これは指名競争入札に限ったことではなく、 随意契約などの方法をとった場合も同様ですけれども、そ の前提として、区民や参加業者に対して、区の考え方ある いはルールや結果の理由が説明できるものでなくてはなら ないのではないかというふうに思われるわけです。

それから、総合庁舎の清掃業務委託に係る見積もり合わせの状況ですが、具体的にはそこに書いたようなことがございました。したがって、業者を幅広く選定するとともに、 業者間のつながりを阻止する入札方法の検討が必要だろう。

また、契約の経過については、業者選定を始め、適正な 運用がなされているかなどを内部でのチェックに加えて外 部によるチェックを行うということで、より透明性を確保 する必要があるのではないかと思われます。

次に、契約の競争性の問題ですけれども、これについては、まず、建物の維持管理にかかる複数年にわたる随意契約についてですが、そこに書いてあるような問題点がありまして、民間であれば、契約を請け負う側の業務遂行に当たっての合理化を提案させる、経費の低コスト化を実現させるというふうなことがあるわけです。

区でも、工事関係などでは、一部そうした手法を取り入れているわけですが、これは、業務委託においても、業者側に提案を義務づけるなど、機能アップとかコスト縮減を図るという積極策を講じるべきであろう。

それから、清掃業務の入札状況についても、そこに記載したような状況がございました。したがって、落札金額と予定価格との格差については、予定価格自体の設定に問題があるのではないか。あるいは参入するためのダンピングというふうなこともあるというふうなことがございます。

そういう意味で、極端に低い価格の入札があった場合に、果たして履行が確保できるかというふうなことについても調査を行う必要もあり、そのため、価格設定の基準というのを発注側で定めておかなければならないのではないかというふうなことが指摘できると思います。

次に、工事案件の入札状況についても、そこに記載したような状況がございまして、予定価格を公表するということで、事前の漏洩などの不正は排除されているわけですけれども、一方では、予定価格を公表することで落札価格の高どまりを招いているというふうなこともあります。

このために、業者を幅広く選定するとともに、予定価格公表をどうするかということを再考するとともに、競争性が確保された入札制度として改善を図る必要があると思います。

また、国や東京都などで行われているVEや総合評価方式などの採用、あるいは業者のノウハウを活用した機能アップやコスト縮減を含めた提案型の契約方法というのを取り入れていく必要があるのではないかというふうに思っているわけです。

また、区内業者を優先するという区の方針について、これについてはいろいろな問題があるわけですけれども、一方で、産業振興というふうなことから、区内業者について、ある程度優遇すべきだというふうなことも一つの政策であるということは理解できないわけではありませんが、基本的には競争性の確保ということに力点を置いて考えていくべきではないかというふうに思います。

次に、(3)番目の適正な履行の確保と予定価格の設定の問題ですが、まず、清掃業務委託に係る予定価格の積算については、そこに書いたような問題があり、工事関係の予定価格の積算に関しても、そこに書いたような問題がありますし、再委託の状況についても、そこに書いたような問題があります。

結局、予定価格の積算、作業実態に即した仕様の作成、履行状況のチェック、評価、翌年の契約への反映など、一

連の契約のマネジメントサイクルというものを確保する必要があるのではないかと思います。それによって、適正な予定価格の積算が可能になり、最適な調達が図られる。結果として、最小の経費で最大の効果を得るということにつながるのではないか。

さらに、履行状況の評価は、業者の区独自の格付けにもなるわけでして、選定に際しても明確な理由づけが可能となります。

そのためには、作業実態の監督・評価を通して、履行状況を把握して、それらを区にノウハウとして蓄積していくということが欠かせないわけですけれども、押しなべてこの点が現在のところまでは希薄である。そういう意味で、自覚的にその辺のところを認識して、マネジメント能力を高めていくべきなのではないかと思われます。

また、再委託に関しても、原則は禁止すべきであるわけですが、必要があって事前に許可した場合にも、履行状況のチェックというのは再委託に内包する問題をチェックする意味からも必要だろう。そういう契約のマネジメントの仕組みづくりや人材の育成を行うことが契約制度の改革において最も重要であるというふうに思われます。

次に、事前事後のチェックの問題ですけれども、これは恣意的な業務ということを防ぐためには、事前あるいは事後でのチェック機能ということが働かなければならないわけでありまして、契約事務にかかる事前のチェックについては、そこに書いてあるような問題があります。

したがって、契約事務について、ライン決定におけるチェックを怠らないことは当然ですけれども、一方、チェックを受ける側でも、事前に文書を回付し、理由等の説明を行うなど、原則を踏まえた処理を徹底しなければならないわけですし、契約課による契約事務にとどまらず、全庁的な契約事務の管理、指導体制を強化する必要があるだろうと思います。

事後のチェックについても、そこに記載したような状況があります。したがって、契約事務をより適正、公正かつ競争性を確保していくためには、専門的視点や客観的視点から、契約事務の運用などに関してチェックを行う第三者

による監視組織を設置して、常に継続的に改善等を図っていく必要があります。

また、それに加えて、契約全般のマネジメントの仕組みが機能しているかについて、外部からチェックする意義は 大きいだろうというふうに思われます。

次に、外部からの関与、いわゆる口利きについてですが、これについては、非常に重要な問題だろう。紹介などの外部の関与については、そこに記載したような問題があります。この外部からの関与というのは、まともな関与であれば、必ずしも否定すべきものではないわけです。

そういう意味では、外部からの関与があったとしても、 職員個々の倫理観に基づく判断で防げるということもあり 得るわけですけれども、しかし、そういう職員がきちっと した判断をするためにも、よりどころとなる組織全体の支 えがなければならない。

収賄事件を始め職員の汚職、非行が再発しないようにするためには、これは区長を始め職員の倫理保持を規定化するということも必要なことは当然ですけれども、それにもまして、公益通報者保護制度などの仕組みを整備するということがなければならないだろう。そういう意味で、この外部公益通報者保護制度などについても整備というふうなことが必要なのではないかと思われます。

以上、検証をさまざま行って、さまざまな問題点が存することが明らかになったわけですので、今度の提言も、この検証結果を踏まえて取りまとめられることになるわけですけれども、しかしながら、検証のために調査をした日数とか範囲が限られていますので、今回の検証結果は、実は結局問題のすべてではないだろう。そのことが明記されるべきだろうというふうに思います。

したがって、今回の提言も、実は区政の透明性向上のための第一歩にすぎない。そういう意味では、文字どおり区 民本位の透明性のある効率的な区政運営に向かって、一歩 一歩不断の努力の積み重ねということが必要で、その第一 歩だということなのではないかというふうに考えています。

以上でございます。

委 員 長 ありがとうございました。

では、ここまでで何かご議論、ご質問等々ございません でしょうか。

ここのところは、ここまで何回かやってきましたので、 改めてこの秋に出しました緊急提言の過程でもここは随分 議論をしてまいりましたので、大体おなじみという感じに なってきましたけれども、ここでも指摘をされております とおり、ここでいろいろ出てきた公益通報者保護制度であ るとかその他というのが、ここから先 部というところの 「透明性向上に向けて目黒区が取り組むべきこと」という ところに入っていくわけでございます。

要するに、ここまでは検証という、提言もありますけれども、むしろ入札の検証でありましたけれども、ここからは提言という形で、いわば将来に向けてというふうな部分に入ってくるかという感じがいたします。

基本的な考え方というのは、後の記述をおおまかに示し、入札から契約制度の改革、それから、情報を守る仕組みとしては、倫理条例の制定、公益通報者制度の創設、それから、要望記録制度、口利きに対する記録をつけるというような制度の制定には不可欠だという観点に立って、各小委員会がやりましたというところが頭書きでございます。

1 1 ページの 番のところから、本論に入っていくわけ でございますけれども、ここもまたご説明をいただきたい というふうに思います。

員では、ご説明申し上げたいと思います。

委

透明性向上に向けて取り組むべきものの大きな柱が入れ・契約制度の改革ということになります。 1 0 月の時点で、 1 7 年度の予算に間に合うようにということで、緊急提言も提出して、この時点で盛り込んだ事項というのはかなりあったわけですけれども、今度それを踏まえた上で、1 つは、入札・契約制度の透明性の向上ということ、これは図らなくてはいけない。

(2)番目には、公正な競争を促進しなければならない。 もう1つは、基本的な考え方として、契約全般について のマネジメントサイクルを確立するという考え方を導入し なければ、結局いつの間にかもとのもくあみというふうな 形になりかねないのではないかというふうに思われるわけ です。

そして、(4)番目には、組織全体のチェック体制を強化するという意味で、入札監視等委員会等の設置も視野に 入れるべきなのではないかということです。

まず、入札・契約制度の透明性の向上の問題ですけれども、これは、一連の契約手続の中で、恣意性が働きにくい明確な基準、手法というものを導入するということを基本にして、そして、可能な限り情報を公開するというふうな形で、これは、区政の内部においても、また外部からも、制度の透明性を高めていかなければならないのではないかというふうに思われます。

第一歩として緊急提言をしたわけですが、これについて は区の方も速やかに対処をなさったということですので、 今度の提言もぜひそういうふうにしていただきたいと思っ ているわけです。

そこに具体的な取り組み項目であるとか内容というものを掲げておいたんですけれども、これは多岐にわたりますが、1つは、総合庁舎委託契約のやり直し、これは緊急提言に含まれていたわけですけれども、次に、入札制度の見直しということで、1つは、条件つき一般競争入札の導入、それから、指名競争入札の範囲・指名基準・選定方法の見直し、それから、希望確認型指名競争入札の拡大実施というふうなことを図らなければならない。

それから、随意契約の適正化。これについては、一部は 緊急改善が行われているわけです。

それから次に、契約過程及び内容の公表ということで、 1 つは、これは指名基準を公表する。

それから、指名業者選定の理由の公表を行う。

それから、停止条件つき指名競争入札への変更を行う。

あるいは指名業者選定委員会対象案件の拡大実施を行う。

あるいは入札監視等委員会の設置を行うというふうなことが考えられると思います。

次に、公正な競争の促進ということですが、これは、透明性というのはある意味では手続の問題で、公正な競争の促進というのは中身の問題であります。これについても、 そこに14ページ、15ページのところに具体的な中身を 提案してあるわけですが、これは、一部項目とすると重なる部分もあるわけですが、条件つき一般競争入札の導入、 それから、電子入札等の導入。

それから、複数年契約のあり方の見直しということで、業務改善提案型契約方式の導入、長期継続契約の導入。

それから、予定価格の公表基準の見直し。

それから、多様な入札方式を活用する。

それから、区内業者育成と区外業者参入機会の拡大というもののバランスを考えないといけないだろうということ。 それから、談合等の防止への対応というふうなことを考えるべきであろうと思われます。

(3)番目が、契約全般のマネジメントサイクルの確立のところですが、これは先ほども申し上げたように、継続的に行われなければならない前提をなすものだろうというふうに思います。そのためには、16ページのところにも記載しておいたわけですが、監督・検査体制(履行状況評価)を強化する。

それから、履行状況を公表する。

再委託の承認基準・手続を明確化する。

それから、最低制限価格の設定を見直して、そして、き ちっとそれを公表する。

低入札価格調査制度の調査基準の明確化と体制の強化。業者格付け基準の見直し。

それから、重複しますが、入札監視等委員会の設置。予定価格の積算の見直し。

あるいは人材育成・確保をどうするかといったようなことを課題にできないか。

そういうことを踏まえて、あるいはそういうことをすべての前提として、組織全体へのチェック体制の強化ということが行われなければならないわけです。そのためにも、1つは、入札監視等委員会設置ということもあるわけで、そういう意味で、そこに入札監視等委員会の設置の考え方について記載をしておきました。

以上でございます。

委員 長 ありがとうございました。

では、ここまでのところでご意見あるいはご質問等がご

ざいませんでしょうか。

マネジメントサイクルというのは、経営の言葉で何とい うんですか。いわゆるプラン・ドゥ・シー。

員 そうですね。経営という考え方が、必ずマネジメントサイクルで動かしていくという発想ですね。

この一番最初の提言の中で述べましたように、区として 主体的に、主導的に契約を行っていくというところの前提 としてのノウハウが不十分であるということをまず記載し ておきましたけれども、そうすると、ノウハウというのは 一朝一夕には蓄積できない。そのようなものをどうやって 蓄積していくかというのが1つポイントになるわけです。

そうすると、一番最初に、そういうノウハウを蓄積していくためには、少なくともチェックを通してそのようなノウハウを集めていく。最初は少ないノウハウでしょうけれども、それをベースとして、次のステップで入札制度をもう1回やっていきながら点検制度を通じて次のステップへ入っていくという形で、サイクルを通して段階的にレベルが上がっていく。

レベルが上がっていかないと、どんな制度をつくってもそれは形式的な制度にしかなりませんから、我々はここで提言するのは、実質的な意味で制度が中身を持っていくということを提言させていただくという趣旨で、マネジメントサイクルがぜひ必要なんですというふうな提言をさせていただきました。

員 例えば例が全然違うんですけれども、国連のいろにな 人権条約等を見ると、こういう権利があるというに っと記載してあるわけですけれども、いわゆる人権 宣言の 部分があるわけですけれども、必ずその実効性を確保 は、かの仕組みについての規定があって、例えば人権 みたいなものをつくって、そして、ちゃんとしかるべう みたいなものをつくった、それでもした政府というの は、ちゃんと何年以内に実施状況について報告をすること れで、NGOなんかもちゃんとカウンター報告をすること ができる。

それに基づいて人権委員会でいるいる議論をして、そして勧告等を行っていく。それを踏まえて、また各国政府は

委

委

施策を見直すというふうなことが国連の人権条約等には、だんだんそれこそ制度が改善していくことがインプッ憲法なんかと違うところでありまして、日本国憲法なんかと違うところがありました、運動の方も、毎年頑張ろうとですけれただけみたいな、もちろん、それだけではないるですけれども、そういうふうなところがあって、何となうなります。

そういう意味では、こういう区政の透明性の向上というふうなことについても、こういうことをやらないといけないということを抽象論で言うだけではなくて、そういうことをやるために、具体的にどういうことをやらないといけないのか。

そうすると、もし契約を改善するということであれば、これは契約そのもの、あるいは契約に基づいてやる仕事、それについてノウハウを蓄積して、それで入札に基づいてもる仕事ということを、実質的な点検をして評価する力量を備えて、そして、その上でこうではないか、今度はこういうことをしようというふうにして、それがずっというテップで、よりよい回転につながっているカン・バイ・ステップで、よりよい回転につながっているカン・バイ・ステップで、よりよいにつながっている次第です。

委員がおっしゃったこととまたちょっと角度は違うかも しれませんが、基本的にそういうふうな考え方でこの提言 がだんだん循環しながら高度化していくということが必要 なんだというふうに思います。

委 員 長 ありがとうございました。

ほかに何かご質問等々はございませんか。

委員 18ページのところの入札監視等委員会の説明の最後の方なんですけれども、留意事項の2番目で、「意見を反映させるシステムの構築と公表の方法」というのが書いてありますね。その前のところに、この委員会そのものの位置づけの問題だと思うんですけれども、その4行前、がついているところ、この審議結果について、区長に対し意見の具申を行うという、これがどういう形で位置づけられる

のかなんです。それと、そういうふうに見合う形のシステ ムをつくるべきであるという、そういうことなんですか。

員 ここについて補足説明させていただきますと、前回の委員会でもちょっと意見を述べさせていただいたんですけれども、点検という制度というのは3つの段階があります。 つまり、自主点検というレベルと、それから内部点検というレベル、外部点検というレベル。

委

自主点検というのは、日常業務の中で常に行われている 点検です。ですから、これは契約課の担当レベル、そして 所属長がどういうふうにチェックしていくかというような 点検、それから、そういうことについて他の部署の人たち が内部牽制するというような点検。

自主点検というのは、その組織が機能的に動いていくときに、自動的にチェックされるわけですけれども、それに対して内部点検というのは、例えば企業で言えば監査室や、それから管理部門とかいうようなそういう点検制度、要するに、その組織の内部で行うことということについては、こういう自主点検がちゃんと行われているかどうかというのを中身を幾つか抽出しながら点検していく、監査していくというやり方です。監査室みたいなものがあるわけです。

外部点検というのは、そういう案件を抽出して、それが 適正か否かということを点検するのではなくて、システム 全体がまともに動いているかどうかという、マネジメント サイクルがちゃんと動いているかどうかを点検するのが外 部点検の役割だというふうに位置づけられるわけです。

そうすると、外部点検ではやるときには、やり方としては中身を抽出して、これがいいか悪いかというよりは、どういうふうな流れの中で点検制度が動いているか。 点検チェック制度が動いているということで、ほかの全体の制度も動いているんだろうというふうに推定するというように、そのシステムそのものの流れを点検するのが外部点検。

その意味で、ここで書かせていただいたのは、システムの構築、公表の方法、云々というのは、どういうふうにその制度が動いているかどうかということを、ちょっとこれはまずいんではないかとか、これはちゃんと動いていますよと、こういうことをご報告していく。そして、改善の方

向性を指摘していく。こういうことが外部点検の役割という趣旨でここはまとめさせていただきました。

委 員 長 よろしゅうございますか。ほかに何かございませんでしょうか。

あとそれぞれの補足のところはよろしゅうございますか。 また、後で全体を通してというところでやりたいと思いま すので、また何か気づかれましたらもとへ戻ってというこ とも可能でございますので、よろしくお願いいたします。

ここまでは入札関係でございますけれども、ここからは今度は「汚職を生まない仕組みづくり」というところでございます。

基本的な考え方の後、順次、倫理条例、公益通報者保護制度、要望記録制度のご説明をいただきたいと思います。

員 それでは、19ページのところで、「基本的考え方」と いう全体的な説明をしています。

今委員長の方からありましたけれども、20ページ、22ページと、それぞれのとこで説明にだきにまとめてもらっていますので、またそこで説明にだきたいと思いますけれども、基本的にはないのでで、からいたくて公務員になる人を想定していませんのでなるといって公務員になる人をして、公費意思を持っひなりませんが、あるとはないう高い理想なりませんなってよっとしたが、あるとでで不幸な出したかってをいるというでで、あるとででいるのではないか、防止できるのではないか、方が、ないまでの議論をまとめたものです。

ここに書いてありますように、「まず」というところと、「次に」というところと、「さらに」というところで、これがそれぞれ後ほど説明していただくものになるんですけれども、まず第1番目に、倫理の問題です。これは、子供ではないわけですので、本来的にはご自分自身で考えることであるということです。ですから、いろいろの仕事をされるところで、余り足かせをしない方が本当はいいんだろうと思うんです。

委

これは、法律はできるだけ少ない方がいい。ただ、実際は法律はふえているんですけれども、基本的にはできるだけ縛らない方法がいいということで、我々は性善説的に考えているところなんだろうと思うんですけれども、実際に事件などを分析すると、それが非常に無意識のうちに何らかのアプローチに乗ってしまう場合とか、本当に心のすき間でふっと乗せられてしまう。

恐らく何らかの感じ方はあったんだろうと思うんですけれども、そのときに、ある種のルールがあると歯いいかる。それ自体、本当は個人に任せた方がいたといってもいるで、今回の事例等を考えたり、のでもないでするで、かえって区民の人たちの信頼回位で、ためには、かったのは、からでは、からでは、からでは、からでは、からでであるというでは、からでは、からなものをつくるべきであるとになります。

それをできれば条例でそれを服務規定という形あるいは倫理規定ということでつくることで、ある種の規律の中で仕事をしていただくということがいいのではないかというわけです。そのためには、なかなか内部だけで見ていくということは非常に難しい、微妙なところもあるということになりますので、外部の第三者による倫理調査委員会(仮称)、そういったようなものを設置するということで、客観的な評価を得ることで、区民の信頼も確保されるようにしたい。

それから、もちろん内部のそれを支える組織体制も確立 すべきであるということで、まず 1 つはまとめてあります。

詳細はまた説明いただきますけれども、それからもう1つは、区行政の透明性の問題です。これもいろいるな事情、状況を知っていて、おかしいなと思っていても、なかなかそれが言い出せない。それをちゃんとした形で条例等で保障するような制度、公益通報者保護制度というものを確立することで、余り悩むことなくそういう情報を確認するという制度もあっていいということになります。

実は、実名での通報制度ということで書いていまして、 実名で通報するということのもう1つのそれを担保するために、これは守秘義務を強く課すということをもう一方では強調しておいた方がいいだろうということになります。 この辺は議会の方でまた検討されることになると思いますけれども、それがなければ実名通報というのはなか不安なところになってしまう可能性があるということです。

それから3つ目、口利きの問題です。いろいろな要望とかアドバイスとかあるんでしょうけれども、それが不信感とか不公平感を抱かせるようなものになってはまずいので、それを明確な形で記載し、記録する。それで、不公平感等がないような、不信感を生まないような形にしておくべきである。

ー 応 そ の 3 つ を 現 状 で は 汚 職 防 止 の 考 え 方 と し て ま と め た と い う こ と に な り ま す 。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

委

それでは、今の基本的考え方に基づきまして、それぞれのセクションについてご説明をいただきたいと思います。 それでは最初が、職員倫理条例についてでございますが、

お願いをいたします。

員 基本的な考え方についてはお話があったとおりなんですけれども、やはりこういった条例みたいなものはないにこしたことはないわけですけれども、どうも荒川で起きた事件ですとか、衆議院ですとか、どこでも裁量の余地を上手くつかれて賄賂を受けて、汚職につながってしまうということがあるんです。

ですから、お題目のように、倫理を徹底させろ、倫理の 向上を図れということだけを言っていても、今までもうま くできなかったわけですから、その点だけ、まじめにやっ ていらっしゃる職員の皆さんに向かって今以上に倫理を徹 底させろと言っても、区民の信頼は得られないであろう。

そのためには、私たちもこういうルールを定めてやっています、不公平にならないようにやっていますということをルールとして客観的に示すことができれば、まじめに働いていらっしゃる職員の皆さんのお役にも立つのではない

かということです。

地方公務員法等でこういう職員倫理の問題がありますので、そういうルールは要らないだろうという考え方もあろうかと思うんですけれども、先ほど言いましたように、今までそういったすき間をうまく突かれているわけですから、そういうすき間はできるだけない方がいいだろうといいうとと、皆さんが働きやすくするためのルールは区民にも示しておいた方が、より信頼確保につながるのではないかということで、職員倫理等へ入っていって検討すべきではないのかということです。

また、特にそれに関しましては、平成12年4月1日から、国家公務員倫理法というのが施行されておりまして、 そこで43条の地方公共団体はこの法律の規定に基づく国の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならないとありまして、地方公共団体に対しましても、倫理法の規定に基づく国の施策に準じた施策を講じるよう義務づけられているというところであります。

ですので、これを踏まえた上で倫理条例を制定する必要があるだろう。その際には、倫理の問題でありますから、内部からだけではなくて、外部からの検証もなくてはならないということで、基本的な考え方のところでもありましたように、職員の責務というだけではなくて、そういう外部からも検証できるという組織、仮称でありますけれども、倫理審査委員会、そういうものを設けて、客観的に検証できるものを設置する必要があるかと思います。

また、こういう条例ができたからといって、それで済む問題ではありません。やはり皆さん、特に職員を含めて、上級の方、管理職の方、それから一般職の方を含めまして、周知徹底していく。二度とこういう汚職事件というよようにするために研修をやっていなことを起こさないようにするために研修をやってメソッドを伴うんです。これに対してはこういう対処をした方がいというようなよくある質問に対しての回答というものというようなまな諸規定をいつでも内部で閲覧できる。

研修の場合でも、条例に基づいて、今まで問題となってきた事例に基づいて、できればケースメソッドの形で具体的にやっていく。例えばこういう口利きがあったときにはどう対処したらいいのかというような形ですね。今まで行われてきた、あるいはありそうな事例、あるいは目黒区に限りません。よそのところで起こった事例などをもとにして、かなり具体的に検証を行うということで、そういく必要があるのではないかということで、そうの条例制定後のことについても提言をさせていただきました。

委 員 長 ありがとうございました。

ここのところは何かございますか。

これまでセットですので、このままいきたいと思います。 では、次は、公益通報者保護制度について、ご説明を願いたいと思います。

員 それでは、公益通報者保護制度の創設ということで、ポイントを踏まえながら説明させていただきます。

まず、この制度の必要性という点に関しましては、先ほどご説明がありました職員倫理条例を実効性のあるものにするための仕組みということで考えることができると思います。中でも、実際にルール違反があった場合に、最初に気づくのは組織内部の人間であるということを考えますと、組織内部でまずはルール違反を明らかにする仕組みが必要であろう。

うことが大事ではないかというのがこの公益通報者保護制度ということになります。

実際にこの公益通報者保護制度をつくるとした場合に、 実効的なものにするための重要な点ということで、23ページのオというところに幾つか挙げさせていただいたのですが、実際、この制度はまだ世界的に見ても割合と新しい制度ということですから、どのような設計をするかということに関しては、かなり裁量の余地というか、設計に関してはこれが定番ですというわけではありませんので、このような選択がありますということで挙げさせていただきました。

まず、第1に重要なことは、先ほどの声を上げると何か 自分が不利益を受けるのではないかというのは、結果、声 を上げにくくしてしまうということになりますので、その 人が何か疑惑等を持った際に、通報しても一切不利益を受 けないんだと。公益という目的であるならば、一切不利益 を受けないんだということを明確にすることが重要かと思 います。

それから、第2に、せっかく声を上げたのに、それがどういうふうに扱われて、どういう結果になったのかよせ気が上がりませんし、また、結果、公益通報者保護制度自体の意味がなくなってしまいますので、最終的には、外部機関による対応というのが用意されていて、かつ、調査結果をどのように対応したかということが重要ではないかと思います。

それから、3番目として、公益通報者の範囲ということですが、これも区職員のみというふうに限定することも選択肢として可能なのですが、しかしながら、もう少し広く考えて、とりわけ区の仕事を請け負っている業者等も含めて考えた方が、より何らかの不正行為があった場合に、それに対して声を上げやすくするのではないかというふうに考えられます。

それから、先ほどご指摘のあった点ですが、実名通報を 原則とするということによって、事実確認をしやすくし、 公益目的ではないものを除去するという目的が果たせるのではないかと思います。

ただし、これは原則論ということであって、客観的な資料がそろっている、すなわち、事実確認ができるという場合には、それが何らかの状況によっては匿名の通報を許さなければ公益通報が可能にならないというような特殊事情がある場合には、認めても可ではないかと思います。

他方、これからの関係で、当然のことながら、事実がどうかということは調べてみなければわかりませんので、実際に調べる対象になった人の個人情報であるとか、プライバシーの保護であるとかはきちんと守らなければいけない。

それから、結果がわかって、実際にはそういう不正行為等はなかったということになりました場合に、いかに名誉を回復するかというようなことも含めて、きちんとした救済措置がとられなければならないと思います。

これとの関連で、公益通報を扱う担当機関は、守秘義務を課すと同時に、調査をした際に、例えば調査協力者に関しても、結果が明らかになるまではその情報を漏らしてはならないという義務を課すべきかと思われます。

ここまでが制度設計に関する重要な点かと思いますが、次に、ゴシックで挙げた2つの点というのは、これはもかりのは、ですウンド的な話で、一番最初の、公益通報を「第六に」となっているところですけれどもうらいるところですけれどもうにする組織文化の醸成ということがう言葉を与ってといる。というと、組織でいい目を見ていなかったとかは自ったと、組織でいい目を見ていなかったといいはいる。全然違う文化に基づくものなんだ。

これは、組織や、それから区政、そして、究極的には区民のためにこの通報を行っているんだ。ですから、この通報に該当しそうな事柄を通報しないでいることの方が、むしろ公務員として義務違反なんだという文化を醸成していかなければならないと思います。

そのためにも、こんなものが通報の対象になり得ますと

いう事例集であるとか、どういう手続で扱われますということも、最初は皆さんは何となくぴんと来ないでしょうから、ある程度そういうマニュアル集などもつくって、できるだけ通報しやすくするということが大事かと思います。

それから、最後にこの「第七に」というところで、市民 向け広報活動というふうに書かせていただきましたが、むしれは、実は公益通報者保護制度のことだけではないというところで「汚職を生まない仕組み」としているのを今回区としてつるがけてはなくているではいるではいるではいうものを機関内で周知的底するだけではなくこうのを機関内で周知的にものをつているのではいるではいるのをのいますといるのではいいでは、逆に言うと、倫理条例に関しても、公益通報者制度に関しても、公益通報者制度に関しても、公益通報者制度に関しても、公民は知らない。

だから、使わなくても区民は別に何とも思わないということになってしまいが、一たび区民の皆さんがそしないの皆さんがでした。「気づかれれば、何でしないのたんですかというに逆に説明責任を問われることになりますので、これは区内部でくりました。「はないの形でアピールされれば、今回のというに考えました。

以上です。

委 員 長 ありがとうございました。

それでは、続いて要望記録制度の整備についてご説明願います。

委 員 24ページ、25ページに簡単にまとめてあります。

まず最初に、ちょっと訂正といいましょうか、読みにくい箇所がありますので、最初、1行目のところ、「数箇所の」というのをとっていただきまして、2行目のところで「現状について調べた」、その「現状について」の後に「数箇所の自治体職員を対象に調べた」、そういうふうにしていただきますようお願いします。

要望記録制度は、簡単な話ですけれども、外から受けた要望や意見等について、きちんと紙に書いて残しない要望や紹介行為であるなら、何ら控えても構わないの基本が情報公開の対象になっても問題ない。その当本であるなっても問題ない。その当事、行政の日時、内容、紹介者等、行政制造を行使し得る立場の人からの働きかけの内容と、行政内部での意思決定に至るプロセスを記録に残してほしい、こういうことであります。

特に気をつけなければいけないことなんですけれども、情報公開の対象にするということになりますので、記録の内容に個人情報が含まれている場合は当然多くあろうかと思いますので、実際にこの制度を運用していく場合については、情報公開制度の趣旨にのっとって行うとともに、個人情報については扱いを慎重にすべきだろうということを特に申し上げたいと思います。

それから、もう1点書いておきましたのは、一般の行政職員だけでなく、区長さん、特にリーダーとなる職員の方も含めてこの制度は運用されるべきである。常識的に考えれば、区長さんが一番要望や意見を受ける立場にあろうかと。現実の事件も、区長の汚職事件というものが起きています。今回の制度を実効性のあるものにするためにはは、区長も一緒になって透明性向上に向けて頑張っているんだということをはっきりさせるためにも、区長さんも含めた制度にすべきだろうということです。

さらにこういうことがあってはならないということでありますけれども、記録でありますから、事実と異なる記録を残してあったり、記録を改ざんするという行為がないとも言えない。こういうことは当然ないのが当たり前なわけですけれども、抑止効果という意味においては、一定の処罰規定等を考慮すべきではないかと思われます。

これは、まじめにやるとかなりの事務量になってくるかと思われます。相当大変な仕事がのしかかってくるというような気もします。ただ、考えていただきたいのは、情報提供や要望を記録することは、区政に対する注文あるいは意見、これを積み重ねていくことである。これを面倒なこ

とであるというふうに考えないで、これが区政の施策改善のアイデアの宝庫であるというような認識を持って、区の職員の方皆さんが実行をしていただけたらと思います。

逆に言えば、こういった要望記録がデータベース化するぐらいの構えで、区民や関係者からの意見、要望を積極的に吸い上げてほしい。要望記録制度というと、汚職防止のマイナスイメージもあるわけですけれども、そういうことではなくて、区民から意見を吸い上げる積極的なツールであるというような受けとめでぜひ実行していただけたらと思います。

これの事務量がどれぐらい大変かということを具体的に申し上げますと、とある役所では、取材があったとき設け必ず報告書について上司に上げろというような制度を設けているところがあるようです。目黒区はどうか知りませんけれども、それで、記者が行くところは大体決まっていますので、記者の来訪を受けるところは物すごい事務量になっているんです。それこそレポートを書くだけで残業になっているというような人もいます。

これが果たして行政の円滑な仕事を阻害しているというようなことも我々は言われたりするわけですけれども、その制度は、私から見ると、どちらかというと後ろ向きな制度でありまして、結局どこの記者が何を言ってきたか、どんな質問をしてきたか、それがどういうような記事に反映されているかということを検証するようなことに使われているわけです。

つまり、だれが何を言ったということを後から調べるために、要するに情報漏れとかリークなんかをチェックするために使われているようなわけですが、ここで申し上げている要望記録制度というのは、そういうようなマイナスイメージではなくて、区民を含めいろいろなところからの要望をプラスイメージで追跡するというようなことをぜひお願いしておきたいと思います。

以上です。

委 員 長 ありがとうございます。

では、ここも含めて、後半の部分といいますか、汚職を生まない仕組みづくりのところ、全体として何かご意見あ

るいはご質問等々はございませんでしょうか。また、お気づきであれば、その前のところの分も結構でございますけれども……。

- 委
- 員 この公益通報者保護制度なんですけれども、結局通報先の構成が結構難しいですよね。外部委員みたいなのでやると、行政の中身がよくわかっていなくてみたいな感じにもなりかねないだろうし、その辺の兼ね合いみたいなものはどうなんでしょうか。

委

員 窓口というんでしょうか、幾つかは設置して、それを通報する側が選べるようにした方がいいと思うんです。内部だったらば、きっとぐちゃっとなっちゃうだろうと思ったら、むしろ外部、特に弁護士さん等で構成されるような委員会に直接言った方がいいという場合もあります。

委

員複数の窓口ですね。

委

員 ええ。ですから、ここは、一応、こういう提言書というところでどこまで具体的にびしっと制度の内容を指定してしまっていいのかどうかで迷ったものですから、最終的に何らかの外部機関が用意されていなければ、制度としての実効性を保てないと思いますと、そのかなめのところだけ書かせていただいたんですが、実際には、内部の窓口と、2段階にしてということを考えております。

委

員 公益通報制度のことなんですけれども、「第三者による対応と調査結果に対する対応」ということで、調査結果は

大体いつごろまでに通報した人に教えてあげるというような、めどというのはどうなんでしょうか。

- 委員 これも、設計の仕方だと思うんです。その内容によって、それこそ1週間で答えられてしまうようなものから、例えば半年ぐらいいろいろ調査をしていってかかるかと思いますので、そこを何カ月というふうに書くのがいいのか、適正な期間内にという抽象的な言葉で書くのがいいのか、そこはむしろ目黒区の方々にお考えいただいた方がいいのかなと思ったんです。
 - 員 こういうことを申し上げたのも、皆さんよくご存じですけれども、NHKの内部告発が、告発委員会に言ったけれども、全く調査している様子がないようだということで、ああいうふうに記者会見を開くという結果的には不幸な形になってしまったわけですけれども、せっかくの制度が生かされなかったわけで、あの事例をうまく教訓として生かすためにはどうしたらいいのかということを思ったんです。
 - 員 調査方法とか調査権限とか、結構難しいですよね。ある 程度調査するためには、内部の組織を使わないことには…。
 - 員 実名通報は難しい。だけれども、多分、その方が本当は 調べやすいんでしょうね。
 - 員 幾ら証拠はそろっていても実名通報以外は受け付けない方がいいと思います。これは、証拠といったって、そろっているかどうか、実名でないと、それが真正な証拠かどうか確認できないし、そのかわり、実名の人に本当に不利益が生じないことで確保しないといけないけれども、企業なんかの立場を考えても、匿名というのは、いかにもっともらしいとしても、およそまともに取り合うべきではないという気はするんです。
- 委 員 怪文書ですね。

委

委

委

委

委員にだ、全く絶対にしてしまうと、中には、事例の中に、客観的な証拠によって確実に事実の存在を証明でき、しかし、実名にすることによって、例えばその本人の どういう場合があるかわかりませんが、生命の危険が脅かされるということがあり得るならば……。ちょっとそこは現時点ではそういうものは考えにくいんですが、ただ、絶対受け付けないとしてしまうと、非常に難しい状況も見えてし

まう可能性も.......。

委

委

委

委 員 そこまで重要なものだったら、内部告発ではなくて、そのまま警察の方の話になりますね。そこまで重要な案件になってくると、これは内部通報制度の枠外の話になってくるのではないですか。

員 確実な資料かどうかという点検をしないといけなくなる わけだし……。

員 そこは、逆に委員会の方の裁量で、これだけの証拠があればオーケーでしょうという判断ができるのであれば、その証拠の吟味までする必要があるのならば、やはり実名で言ってくださいというそのバランスなのではないかと思うんです。

原則は実名でいくということにすることによって、公益目的ではないものが排除できるという関係になっているとは思うんです。

員 例えば役所なんかでは、恐らく市民からの匿名の文句というのは一番扱いに困るはずなんです。匿名なものだから一応取り上げないといけないということになると、本当に嫌疑がかかった人は嫌疑をかけられっ放しで、しかし、匿名だから確認のしようもないみたいな、不利益には扱わないといっても、対象にされたということ自体、何となく……。そうすると、本当に余分な手間がかかって、それは設計の仕様の問題だろうとは思うんですが……。

もう1つは、確かに実名性を保障するためには、通報先に外部の窓口はちゃんとつくる。企業なんかでも、大体であるし、例えば最近があるし、例えば最近があるした人がカウンセリングを崩した人がカウンカーのはちゃんと司が嫌だかいなかない。 があるので、外部での窓口の必要性といるではないないので、外部での窓口の必要性というにとっているのにようにしまがあるので、その辺はどうですか。やはり怪文書が横行しないようにしないといけないなと。

委 員 長 これはレベルが違うけれども、セクハラなんかもそうで、 システムがきちんとしていないと、要するに、変な形でメ ディアに行くというのがあると、 結局システムがないもの だから、その主体の信頼性を損なってしまう。

- 委 員 セクハラなんかも、セクハラがあったという申し立てが あって、当然慎重に調査はするんですが、そうすると、今 度は調査したことによって 2 次被害が生じたという、その ところが、調査をせざるを得ない。非常に微妙なんですね。
- 委 員 長 うそか本当かは、嫌疑を晴らすか何かしてやらないと、 その疑いをどう晴らすか……。
- 委 員 守秘義務はかなり厳しい、処罰を含めたものを用意して おかないと……。
- 奏 員 それで、ちゃんとした調査は、外部の窓口はあるとしても、内部で専門のそれこそ部署があって、それで、問題は各所で起きるわけだろうから、各部署での調査ということを何らかの形で協力を得られないといけないので、そうすると、調査方法だとか何とかに習熟した専門の部署をつくった上で、ふなれなところと連絡をとって、ちゃんとした調査が行われるということを確保しないといけないだろうという気はするんです。

これは、守秘義務は結構難しくて、守秘義務を課しておいて、実はひそかに教えるなんて支配の仕方もあるわけです。例えばの話、そういう通報制度みたいなものを設けているところでも、例外的にすごく重要な問題については、会社のトップにひそかに教えるなんていうことだって実はないとは言えない。

だから、そういう意味では、本当に専門の部署の場合によっては処罰の対象になるような高度の守秘義務を持って、なおかつ洗練された高度な仕事をする窓口というのが本当に多分必要であるんです。

今のところ、企業なんかも、そういう例は、弁護士マターにして、それで、会社の方と相談しながら、調査方法なんかについても研究しながらやるというふうにしてはいるんです。

委 員 長 セクハラなんかだと、もう弁護士マターですね。内部が やると、もとより訴えてきた側が内部を信用しないわけだ から、それで弁護士マターへぱっと乗って、外へとりあえ ず出してしまうという経過ですよね。だから、こういうの も弁護士マターなんだろうな。

横浜もたしかそうですよね。弁護士マターにした形になっている。

- オブザーバー 弁護士さんの方たちに持っていくというのは、それで特別なんですが、中の問題として、地方公務員法でかかっている守秘義務以上のものを特別に条例で課していいかとなると、なかなかその辺の専門だった人間に厳しいというか、制度的に変な感じはするんです。地公法ではっきり守秘義務がかかっていて、なおかつ、この処遇についてはそれよりもっと上とするという話も厳しいので、そういう意味で言うと、やはり外部の方が主たるものにしていただいた方が言いやすいし、もちろん、調査するについては、中の職員がかかわらなきゃいけない面はもちろんあると思いますので、この辺は、はっきり言うと処罰の関係だと、なかなか……。
- 委員多分地方公務員法以上の重い処罰とかということよりも、 そういうものをつくったときに、ないよりは、ほぼ同じ程度の処罰でもいいからちゃんとそれがあるんだよということ、地方公務員法で一般的な守秘義務についての認識は意外と薄いんですよ。

そういう意味では、特にそういうものがあるんだという ことを自覚させるというふうなものかなという気がします。

- 委員 長 ただ、横浜へ行ったときも、これが適用されることより も、これを意識しているということの方が実は重要な意味 を持っているんだという感じがしたけれどもね。
- 委員結構制度設計は、大変は大変ですね。

というものと分けることによって、少し時間がかかりますけれども、機関内部にネットワークみたいな形のもいらつくって、日ごろのその仕事のやり方の中での問題というのがそのまま各現場で相ざらしにならないようにとちるではなって、というというというにはないではないで、実際に現場にいる方は使いやすくなるのかなとは思います。

- 委 員 通報すべき類型ということを定めた方がいいかもしれないですね。何か問題があったらみたいなのだったら、わけのわからないものがばんばん出てきても、だから、それこそ汚職の事実があるとか、権限乱用の事実があるとか、そういう通報の対象類型みたいなものを何か例示して......。
- 委 員 実際には、一番核になるのは法令違反ということになる かと思うんです。
- 委員 長ほかに何かございますか。
- 委 員 これは、目黒区なんかは、セクハラの窓口はもう既にあ るんですか。
- 人 事 課 長 人事課と人権政策課、 2 つの窓口があります。目黒区の 場合は、管理職を通じての相談の例もあります。
- 委員相談員の課長や係長は男性ですか。
- 人 事 課 長 人権政策課は女性です。相談のしやすさなど、男女の関係を考えながらやっています。
- 委 員 セクハラの問題とよく似た部分がありますよね。
- 委員長それはある。学校だとどうするだろうと、だから、学校によって、例えば事務が処理するか。自動的に窓口に行った途端に外へぽんと出すとか、教育系はそうですね。窓口に行った途端に、即外へ出してしまう。そこから一切学校はかかわらない。

ただ、かかわらないので、何が起きているかわからない。 中で何が起きているかというのは、逆に言うと、変な話で すけれども、先生がそういうことをしているときに、出校 停止にしなきゃいけないのに、それでも情報はもらえない。

出てきた途端に即出校停止になる学校もあります。届け出が出た途端に、直ちに出校停止にするかわりに、結

論を出すまで1カ月間と限定されるんです。

- 委 員 1 カ月の間はいわれない嫌疑を受け入れたということで すね。
- 委員長 1カ月間で事実であれば、これは即クビ、そうでなかった場合は、学校が謝罪を門から何から全部大きなものを張り出す。そういうことになっているわけです。
- 委 員 何々教授にご迷惑をかけますと……。
- 委員長前にそのケースがあったんです。それで1カ月間という 例があって、それは、もし事実無根であれば、学校の正門 のところに大きな張り出しをするんです。右の者、停学と か何とか、ばかでかいやつを張るんです。
- 委 員 さらに評判を落とすような……。
- 委 員 こうは書いてあるけれども、本当はあったんじゃないか みたいな……。
- 委員 長 そこら辺は何とも言えない。一応そういうことになって いる。だから、1カ月間のうちに結論を出すというふうに、 弁護士さんで構成されるところに行くみたいです。

事実かどうかわからない場合は、出校停止にできない。 ところが、提訴した方からすると、出校停止にしてくれな きゃまた危険だということになるので、その辺がちょっと …。部長も知らない、担当者も知らないことになっている。

これはまだ完全なシステムとして、これも公益通報もそうだけれども、システムとして確立されていないと、どれが一番いいシステムなのか。例えば内部でもちゃんと処理できるところもあるし......。

- 委員 それこそ、汚職をまさにしようとしている通報があった ときに、仮の措置としてどうするかとか、しばらく仕事を やめさせるとか......。
- 委 員 目黒区にすぐやる課というのはあるんですか。外部に窓口をつくったとき、 3 人の弁護士さんなんていうときに、どのぐらい早く対応できるか。忙しい弁護士さんが集まってきてというのがありますよね。
- 委 員 だから、これは監視制度に何とか委員会、何とか委員会 なんて、随分増えちゃうみたいな感じですね。

この委員会もただではできないし、事務局も必要だしとかいろいろ考えると、必要なのは必要なんでしょうけれど

も 。

委 員 だから、かわりに理解のある弁護士さんとか会計士さんとかという人でないと、なかなか難しいかもしれないな。 NHKと同じになるかもしれない。

委 員 例えば 3 人ぐらいにするのか、 2 0 人ぐらいのメンバー にしておいて、対応できる人がぱっとやるのかとか。 2 0 人は大変だし、予算も大変ですよね。

> 結構審議会とかいろいろあって、暇な人がたくさん委員になって、役所の人がお守りをして、視察に連れていった りして、本当に予算のむだだなというような……。

委員長 この辺で、大体よろしゅうございますか。大体これまでが報告書でございまして、皆さん、それこそここがだめだというような、変えた方がいいとかというのは余り出ませんでしたけれども、これを中間まとめと この題名はこれでよろしいかどうか。「区政の透明性向上に関する基本的方向」という題名になっておりますが、どうしますか。これは、一応仮称でございますので、こんな形で、何かもうちょっといい題とかがあれば、また後日いただきたいと思いますし……。

委 員 これは、パブリックコメントにかけるんですか。

委員長 基本的にはこれでパブリックコメントにしたいと思いますので、大体パブリックコメントの期間を 1 カ月とりまして、それで 3 月をめどに最終的な提言という形にまとめていきたいという感じでございますので、ほかに何かございますでしょうか。

委 員 何とか委員会、何とか委員会なんて余りつくっていると、 我々も透明性のために何でそんなにコストをかけなきゃな らないんだと、こういうばかばかしい報告はないんじゃな いかなんていう話も出てきかねないとすると、そういうの は1つトータルなものがあって、そこにこれらの機能が入 ってくるのが一番いいんでしょうね。

委員 長 チェックを早く見ると、そういうチェックとかの委員会が……。これもどこでもそうなんだけれども……。

委 員 ただ、現実の問題としては、外部というのは、内部ほど の点検はできないわけですよね。そうすると、トータル的 な点検というところで言うと、いろいろなものをたくさん つくっても余り役に立たない部分も出てくるんですよね。

- 委 員 長 だから、そのための内部監査部局みたいなものの強化み たいなのが要るのかもしれないですね。
- 委 員 だから、ここのところを名前はいろいろ出ているのはい いんですけれども、この辺のところをちょっと考えておい た方がいいかもしれません。
- 委員 長 最終的なところで、その辺も踏まえて、どんどんできて くるでしょう。
- 委 員 何とか委員会と10個ぐらいできちゃって、一体何のためなんだというような話になったら、これもしようがないので、これはちょっと統合的な仕組みにしておいた方がよさそうですね。

すべてこれは内部統制制度の一環ですから、その内部統制制度の一環の中で、視点が違うものごとに委員会ができるというのも、これも何か余りにもちょっとという気がします。

- 委員 長 だから、そのときに何か起きたときにはアドホックに何 かつくるという感じが一番いいのかな。
- 委 員 ちょっとここのところについては、最終的な案をまとめるところで……。
- 委 員 長 そうですね。取りまとめの最後のところで……。
- 委 員 統合でいけるものは統合する。
- 委員 倫理政策と公益通報は合わせてもいいような……。人数 をふやして、中で分担するとか。
- 委員区長が透明性向上に向けてやるということで予算をかける姿勢を示しているわけですから、当初はこれでいいんではないでしょうか。どこに予算をつぎ込むかというのは、 区長の政治姿勢でもあるし……。
- 委員 ただ、一応この勧告案に沿ってこれを非常に重要視するという話になったときに、我々の案がこんなにたくさん……。そうすると、どこにどうと言ったって、それについてはある程度こういうふうにしておいた方がいいんではないかというふうにしてあげないと気の毒な気がします。
- 委 員 でも、そこを取捨選択するために、区長があり、それを チェックするために議会があるわけですから、必要のない ものは、自然に淘汰されるんではないかなと思うんです。

委 員 長 それも、最後のところで、余りばらばら何でもつくるというのも、特にご時世からすると問題なので、それはパブリックコメントも出てきて、そんな話も出てくるかもしれないので、それを踏まえて、3月に取りまとめという形になるかと思います。

それでは、本日はここまでで委員会を閉じさせていただ きたいと思います。

どうもご苦労さまでございました。

(午後8時47分 閉会)